

中小企業経営労務研究所所長 社会保険労務士 岡本孝則

国はさまざまな形で雇用対策を打っていますが、失業した人たちへの対策とともに、企業に採用を促すために新設、拡充された助成金もあります。先行きにまだ不安があるとはいえ、今まで人手不足に苦慮してきた業界や中小企業では、この機会に積極的に採用を進める企業も少なくありません。緊急雇用対策として実施されている助成金を活用できれば、人件費の負担軽減に役立つでしょう。

「特定求職者雇用開発助成金」は、高年齢者、障害者ら就職困難者の雇用機会増大をはかることが目的に、その賃金相当額の一部を助成するというものです。昨年2月6日以降の雇い入れからは、中小企業に対する支給額が増額となりました。

受給の共通要件としては①ハローワークまたは適正な運用を期すことのできる有料・無料の職業紹介事業者の紹介により、対象労働者を雇用保険の一

特定求職者雇用開発助成金の給付内容(その1)

特定就職困難者雇用開発助成金の給付内容

※6カ月ごとにカッコ内の回数に分けて支給されます

対象労働者(一般保険者) 短時間労働者以外	支給額		助成対象期間	
	中小企業 (2回)	大企業 (2回)	中小企業 1年	大企業 1年
高年齢者 (60歳以上65歳未満)	90万円 (2回)	50万円 (2回)	1年	1年
母子家庭の母等				
身体・知的障害者 (重度障害者等除く)	135万円 (3回)	50万円 (2回)	1年6カ月	1年
重度障害者等	240万円 (4回)	100万円 (3回)	2年	1年6カ月

般被保険者として雇い入れ、助成金の受給後も引き続き相当期間雇用すること②対象労働者の雇い入れの日前後6カ月に、事業主の都合による従業員の解雇(勧奨退職を含む)をしていないこと、および、特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が一定の数を超えていないこと③労働者名簿、賃金台帳、出勤簿などが整備、保管されることです。この助成金は対象労働者

により次の3つに分かれ、それぞれ受給額が異なります。

まず、特定就職困難者雇用開発助成金(60歳以上65歳未満の高年齢者、身体・知的・精神障害者、母子家庭の母など、中国残留邦人等永住帰国人、45歳以上の手帳所持者〔沖縄・漁業〕などを雇い入れること)。

◇中小企業経営労務研究所

URL : <http://www.chukeirou.com/>

1981年4月設立。人事・労務のコンサルティングを通して中小企業を総合支援する。

次に、緊急就職支援者雇用開発助成金(厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合に定めた6カ月の期間内に、または雇用維持等地域に指定された場合はその期間内に当該地域に所在する事業所に、再就職援助計画または求職活動支援書の対象労働者(45歳以上60歳未満)を雇い入れること)。

最後に、高年齢者雇用開発特別奨励金(雇い入れの日の満年齢が65歳以上で一定の要件を満たす離職者を雇い入れること)です。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」<http://www.sigyo.net>まで